

ハンセン病感染者とその人権

1 ハンセン病って知っていますか？

ハンセン病は、我が国では昔から癩病（らいびょう）と呼ばれ、遺伝するとか、伝染力が強く治らない病気であるとか、間違った理解により恐れられてきました。伝えられている顔の醜さや手足の症状は、特効薬がなかった時代の後遺障害なのです。この病気は、感染力の弱いらい菌という細菌によって感染します。発病すると皮膚に紅班や結節（こぶ）があらわれ、病状によっては抹消神経まひや運動機能障害が引き起こされることがあります。長い間特効薬の開発がおくれていましたが、1943年、プロミンがハンセン病治療に有効であると発表され、完全に治る病気となりました。現在の治療は、他剤併用療法（MDT）によって行われ、投薬後、2～8日でらい菌の活動を抑えることができるようになりました。我が国では、生活環境などの進歩にしたがい、ハンセン病患者の発生はほとんど見られなくなりましたが、現在、世界の推定患者数は115万人（WHO、1997年）の病人がいるといわれています。

2 病人たちは今、どのようにしているのでしょうか？

ハンセン病を発病すると、らい予防法（1996年廃止）によって、全国のハンセン病療養所（国立：13、私立：2）に強制隔離されました。病人やその家族の人権は無視され、多数の国民の健康を守るという大義名分で、病人たちは故郷を追われ、社会生活は奪われてしまいました。その上、断種や墮胎まで強制されたのです。国民の多くはこの病人たちの存在さえ知らされていませんでした。その結果、全国の療養所には、平均年齢70歳をこえた病人たちも4,800人が生き残りました。この人たちの97%は、すでに病気が治っていますから、正確には元病人たちと呼んだ方が正しいのです。療養所で亡くなった人たちも2万8千人余になります。しかし、その遺骨は引きとり手がありません。病気が治った後、社会で普通に生活するようになった人たちもおりますが、社会の偏見を恐れ、隠れるように生活しているのが現状です。

3 ハンセン病感染者の人権回復への取り組みとその現状は？

諸外国では1950年代から、WHO（世界保健機構）の方針に従い、ハンセン病は、感染力が弱く、治る普通の病気として、一般の病院で治療するようになりました。しかし我が国は世界の医療政策の流れに逆（さか）らい、1996年まで隔離政策をつづけました。人権を無視した我が国の医療政策被害に対して、元病人や患者たちは、国家賠償（こっかばいしょう）を求め裁判を起こしましたが、2001年、熊本地方裁判所は、国と国会の誤りと責任を認め、原告勝訴の判決を出しました。その結果、政府と国会はこの判決を受け入れ、元病人や患者に謝罪し、名誉の回復を図ると共に、受けた被害に対して賠償することになりました。

我が国でふたたび、このような過（あやま）ちが繰り返されないためにも、私たちが、ハンセン病に対して科学的な考え方を持つこと、そして何よりも、人権がいつも大切にされる社会がつくられるように、みんなで力を合わせたいものです。

（文：伊波 敏男）